

ごま加工品（いりごま・すりごま，ねりごま）の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は，鹿児島県内で製造された「いりごま，すりごま，ねりごま」に適用する。

第2 定義

この基準において，次の表の左欄に掲げる用語の定義は，右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
いりごま すりごま ねりごま(ペースト)	ごまを炒ったもの，又は擦ったり，ペーストにしたもの

第3 品質及び品質表示基準

品質及び品質表示の基準は，次のとおりとする。

区分		基準
品 質	原材料	ごま 鹿児島県内で生産されたごまであること。
	材料	ごま以外の原材料 必要に応じて，食塩などの調味料とする。
	食品添加物	調味料以外のものを使用していないこと。
	性状	1 香味が良好で，異味異臭がないこと。 2 食味及び食感が良好であること。
	異物	混入していないこと。
	内容量	表示重量に適合していること。
表示	表示事項	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。

第4 品質管理

- 1 食品衛生法に基づいて，適切な製造管理がなされていること。
- 2 製造管理責任者が設置されていること。